

基本計画語句説明（3分野）

3-1 計画的なまちづくりの展開

(1) 適正な土地利用への誘導

※1 都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、都市計画区域の整備において、根幹となる計画。

※2 地区計画

都市計画法に基づき、地区レベルの視点から、道路、公園等の配置・規模や建築物の用途・形態等について、地区の特性に応じたきめ細かな規制を行う制度。

※3 北区居住環境整備指導要綱

市街地の秩序ある整備を促進するため、集合住宅等の建築事業を対象とし、区がその事業者に対し、必要な指導及び協力要請を行うもの。

(2) 地域特性を重視した協働型のまちづくり

※4 まちづくり協議会

地域課題の解決に向けて、地域に暮らすさまざまな組織や個人が、相互理解のもと連携し、一体となってまちづくり活動を行う組織

※5 市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、細分化された土地を統合し、建築物と公共施設とを一体的に整備することにより、木造住宅密集地域や住宅、店舗及び工場等が混在して環境の悪化した市街地における土地の合理かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業。

3-2 安全で災害に強いまちづくり

(1) 防災まちづくり

※6 不燃領域率

市街地の燃えにくさを示す指標、 $\text{不燃領域率} = \text{空地率} + (1 - \text{空地率} / 100) \times \text{不燃化率} (\%)$

空地率：道路、公園などの空地が占める面積割合

不燃化率：全建物における燃えにくい建物（鉄筋コンクリート造など）が占める面積割合

※7 木密地域不燃化10年プロジェクト

木密地域の改善を一段と加速するため、10年間の重点的・集中的な取組により、木密地域を燃え広がらない・燃えないまちするための東京都の取組（不燃化特区における不燃化建替え助成・都税の減免措置、特定整備路線の整備、防災まちづくりの気運醸成）

※8 延焼遮断帯

市街地火災の延焼を阻止する空間（道路、河川、鉄道、公園等の都市施設、近接する燃えにくい建物）

(3) 地域防災力の向上

※9 地区防災運営協議会

区内19 連合町会単位に組織された地区防災会議を拡大強化するため地域の防災関係団体（警察・消防・医療機関等）を加えた会議体

(5) 地域防犯活動の充実

※10 特殊詐欺

振り込み詐欺とそれに類似する手口の詐欺の総称。

※11 刑法犯

刑法、および暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰法などの法律に規定される、殺人・強盗・放火・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪。

※12 認知件数

警察が把握した犯罪の発生数。

3-3 利便性の高い総合的な交通体系の整備

(1) 体系的な道路ネットワークの形成

※13 都市計画道路区画街路3号線

駅前への交通結節機能強化、地域内交通の円滑化に寄与する路線。

北区赤羽西1丁目～赤羽西4丁目に位置する道路（延長約290M、幅員15M）で、現在、事業（用地買収）を行っている。

※14 特定整備路線

市街地の延焼を遮断し、避難や救援活動の空間ともなる防災上効果の高い都市計画道路。

※15 優先整備路線

東京都と区において、広域的な視点と地域的な視点から協議し選定する路線で、現在は、第4次事業化計画である平成28年～37年度で優先的に整備する路線。

(2) 公共交通機関の利便性の向上

※16 地域公共交通会議

道路運送法の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する会議。

(3) 自動車・自転車利用の適正化

※17 附置義務自転車駐車場

東京都北区自転車の放置防止に関する条例の定めるところにより、大規模な建築物に、附置を義務付けている駐車施設。地区区分ごとに、建築物の用途や面積規模に応じて、確保すべき駐車台数が定められている。

3-4 情報通信の利便性の高いまちづくり

(1) 情報通信基盤の整備

※18 クラウド

事業者が所有する外部施設にあるシステムを、利用料を支払ってオンラインで利用するサービスのこと。

※19 仮想化

サーバ機器やソフトウェア等をシステム上に疑似的に構成すること。仮想化によりサーバ等の機器の物理的な台数を減らすことができる。

※20 ICT

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。一般に「情報通信技術」と訳され、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術全般を指す。

※21 マルウェア

Malicious software（マリシャス・ソフトウェア）の略。一般に「悪意のあるソフトウェア」と訳され、様々な脆弱性や情報を利用して攻撃するソフトウェアを指す。

※22 オープンデータ

行政機関が保有する情報をデータ化して、区民や民間企業等が自由に利活用できるように公開したものの。

※23 IoT

「Internet of Things」の略。「モノのインターネット」と呼ばれ、「身の回りのあらゆるモノがインターネットにつながる」仕組みのこと。

※24 情報格差

パソコン、インターネットなどの情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる格差のこと

（2）情報活用能力の向上

※25 情報モラル

情報化社会で適切に活動するための倫理。特に、インターネットの利用によって、自らを危険にさらしたり、他者を害したりしないようにするための考え方や道徳上の規範を指す。

※26 迷惑メール

受け取る側の意思に関わらず、勝手に送りつけられてくるメールで広告宣伝メール、架空請求メール、ウイルスメール等を指す。

※27 フィッシング

一般的に金融機関等を装った電子メールで偽サイトに誘導し、住所、氏名、銀行口座番号、クレジットカード番号などの個人情報を詐取する行為等を指す。

※28 ソーシャルメディア

インターネットを通じて映像、音声、文字情報などを発信・伝達する媒体のこと。

※29 ICTコミュニケーション

携帯電話やインターネットなどのICTを利用してコミュニケーションをとること。

3-5 快適な都市居住の実現

（2）良好な住環境の整備

※30 密集事業（木造住宅密集地域整備事業）

老朽化した木造住宅等が密集、かつ公共施設等の整備が不十分な地域において、老朽建築物の除却・建替を促進するとともに、生活道路や公園などを整備し、防災性の向上と居住道路や公園などを整備し、防災性の向上と居住環境の整備とを総合的に行う事業。

※31 修復型の防災まちづくり事業

基本的なまちの構造は変えずに、少しずつ改善を重ね良好なまちを作り上げる手法

※32 防災街区整備事業

防災性と居住環境の向上を目指し、権利変換による土地・建物の共同化を基本とし、例外的に個別の土地へ権利変換を認める柔軟かつ強力な事業手法を用いながら、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う都市計画事業

※33 主要生活道路

幅員6～13m程度で住宅地内の主要な道路。幹線系道路と生活道路をつなぎ、住宅地内の交通の主要な動線となるだけでなく、緊急時の消防活動などにとっても必要な道路

(3) 子育て世帯や高齢者・障害者世帯の居住支援

※34 住宅セーフティーネット機能

住宅確保要配慮者に対し公共住宅に加え民間賃貸住宅への入居の円滑化を進めるしくみ。

3-6 うるおいのある魅力的な都市空間の整備

(1) 美しいまち並みの創造

※35 景観形成重点地区

地区固有の景観資源や景観特性を活かし、地区ごとに、区域・目標・方針・景観形成基準を定め、特に良好な景観づくりを重点的に推進する地区。

※36 新景観百選

景観法に基づく新たな景観行政を進めるに際して、新たな景観まちづくりへの理解と協力を得ることと、区民の皆様の景観づくりへの機運を醸成することを目的として、改めて、良好な景観づくりに重要な景観資源を「新北区景観百選」として選定するもの。

(2) 魅力ある公園・水辺空間の形成

※37 マーケットサウンディング

民間事業者から意見や提案を求める市場調査のこと。

※38 P-PFI

飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する公募設置管理制度のこと。

3-7 持続的発展が可能なまちづくり

(3) 良好な生活環境の整備

※39 PM2.5

粒径 $2.5\mu\text{m}$ (2.5mm の千分の1)以下の粒子状物質

※40 光化学オキシダント

自動車や工場などの排気ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素が、太陽光の紫外線と反応して生成される物質

※41 VOC

常温常圧ですぐに蒸発する有機化合物の総称で、揮発性有機化合物ともいう